

東京都北区家庭用生ごみ処理機等 購入費補助金



ゼロカーボンシティ
北区 ▶ 2050

家庭から出る生ごみの減量及びリサイクル推進のため、家庭用の生ごみ処理機及び堆肥化容器の購入に要する費用の一部を補助します。

助成金額

生ごみ処理機等の本体の購入金額（税込）の**2分の1（上限20,000円）**

※1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨て

※送料や振込手数料、ポイント、クーポン等による割引額を除く



対象者

以下の条件を**全て満たす方**が対象です。

- ・申請をした日において北区に住所を有していること
（申請が北区に到達して、北区が申請書を確認した日において北区に住所を有する方）
- ・生ごみ処理機等から生成した減量ごみまたは堆肥を自ら適正に排出・処理できること
- ・生ごみ処理機等の使用状況等について、今後の区リサイクル清掃行政の参考資料とすることを目的として、区が実施するアンケート調査に協力できること
- ・北区の個人住民税を滞納していないこと

対象機器

生ごみ処理機

電気式、手動式、生物分解等の方法により、生ごみを減量または消滅処理することができる機器

※ディスポーザー式（流し台の排水口に取り付け、生ごみを粉砕して下水道に流すタイプ）は対象外

堆肥化容器

地中の微生物等の活動を利用して生ごみを自然発酵及び分解し、処理する容器

※付属品や自作の容器は対象外です。



生ごみを減らしましょう

申請期間

令和8年4月1日（水）～令和9年1月15日（金）まで【必着】

※申請受付は先着順となります。

※予算額に達した場合は、申請受付を終了いたします。

北区ホームページ↓



手続の流れ

【申請者】

機器の購入

購入年月日、販売店名、販売店住所、購入者氏名、品名及び購入金額が確認できる領収書（コピー可）の提出が可能であれば購入の形式（実店舗、インターネット等）は問いません。



申請

申請書を記載し、添付書類とともにいずれかの方法で申請をしてください。

- ・電子申請
- ・郵送

※電子申請や郵送が難しい場合は、窓口
に持参も可。
※申請は、生ごみ処理機等を購入した日から
1年以内です。

提出

【北区】

受付・審査



交付決定

交付決定の場合：「交付決定通知書」
及び「交付請求書兼口座振替依頼書」
不交付決定の場合：「不交付決定通知書」

書類に不備がなければ申請から1か月半
程度でご記入いただいた住所へ郵送する予
定です。

郵送

受領



交付請求

「交付請求書兼口座振替依頼書」に必要事項を記
入後、郵送にて提出をしてください。

※郵送が難しい場合は、窓口
に持参も可。

提出

補助金交付

「交付請求書兼口座振替依頼書」到着から
1か月程度で指定口座への振込を予定して
います。

電子申請はこちらから↓



申請に必要な書類

- (1) 交付申請書
(区ホームページからダウンロード可能。循環社会推進課窓口
に設置。)
- (2) 領収書（コピー可）※日本円によるもの
(購入年月日、販売店名、販売店住所、購入者氏名、品名及び
購入金額が確認できるもの)
- (3) 購入機器使用中の写真
※機器のふたが開いた状態で、生ごみが入っている写真を添
付してください。

注意点

- ・審査の結果、不交付となる場合があります。
- ・交付は口座振込みのみです。
- ・交付は、**1世帯当たり生ごみ処理機等の本体1台まで**です。
- ・過去に「東京都北区家庭用生ごみ処理機等購入費補助金」の
交付を受けた方は対象外です。
- ・補助金の交付後、区からアンケートを送付する場合があります。
その場合は、ご回答をお願いいたします。
- ・申請等に不正があった場合は交付決定を取り消します。

提出先・問い合わせ



北区 環境部 循環社会推進課 事業啓発係
住所：〒114-0002 北区王子一丁目12番4号 TIC王子ビル2階
電話：03-3908-8539 午前8時30分～午後5時まで（祝日・年末年始を除く月～金）

